

# 令和5年度（2023年度）鳥獣保護区等位置図 （別冊編）

## 狩猟事故の防止！！ 安全対策の徹底！！

### 安全で楽しい狩猟をするために

- 目立つ服装をしましょう。
- 銃猟を行う際は、矢先の安全を必ず確認しましょう。
- 猟具の安全管理を徹底し、また、銃器・銃弾の取扱いに注意しましょう。
- 転倒事故に注意しましょう。
- 無理な行動を避け、猟友との連絡を密にしましょう。
- 捕獲物の残滓（ざんし）は適切に処理しましょう。
- 北海道では、鉛弾の使用・所持を禁止しています。
- 違法捕獲等を発見したときは、お近くの警察署・総合振興局又は振興局へ通報・連絡してください。

【出猟の際は、鳥獣保護区等位置図（地図編、別冊編）を携行してください。】

北海道

HOKKAIDO GOVERNMENT

# 令和5年度（2023年度）鳥獣保護区等位置図（別冊編）

- 鳥獣保護区等位置図は、鳥獣保護区等の区域を掲載した「地図編」と鳥獣保護区等の告示文や注意事項等を掲載した「別冊編」がセットになっています。
- 狩猟の結果は、別冊編に添付している「狩猟報告」で報告してください。

## 目次

* 狩猟の際の注意事項	.....	P	1
* 狩猟者登録証の返納について	.....	P	1
* 国有林野・道有林野で狩猟を行う場合について	.....	P	2
* 市町村有林・私有林の情報について	.....	P	5
* エゾシカ捕獲禁止区域について	.....	P	6
* 斜里町の一部区域におけるエゾシカ可猟期間について	.....	P	12
* 西興部村猟区及び占冠村猟区内の一部除外区域について	.....	P	12
* 令和5年度エゾシカ狩猟捕獲個体の残滓受入れ施設一覧	.....	P	13
* 捕獲個体の処理を希望する皆様へ	.....	P	19
* エゾシカ衛生処理マニュアルについて	.....	P	20
* 鳥獣保護区等区域詳細一覧			
・ 国指定鳥獣保護区	.....	P	21
・ 道指定鳥獣保護区	.....	P	26
・ 特定猟具使用禁止区域	.....	P	39
・ 指定猟法禁止区域	.....	P	46
* 調査協力をお願い	.....	P	47
* 狩猟報告 記入上の注意	.....	P	48
* エゾシカ・ヒグマ調査個体の情報提供について	.....	P	49
* 近年のエゾシカ・ヒグマ捕獲数	.....	P	50
* メスジカ捕獲にご協力ください	.....	P	51
* ヒグマの捕獲後に忘れずにする作業	.....	P	52
・ ヒグマ捕獲票の提出	.....	P	53
・ クマ類製品化登録申請書の提出	.....	P	54
・ 試料の回収	.....	P	57
* 捕獲個体の試料採取における留意事項	.....	P	58
* 捕獲個体の試料発送における留意事項	.....	P	60
* 関係機関一覧	.....	P	62
* 事故防止・安全対策の徹底について	.....		裏表紙

### 【別添】 「令和5年度狩猟報告」用紙

- ・ エゾシカ用
- ・ アライグマ、キツネ、エゾライチョウ用
- ・ その他の鳥獣用
- ・ ヒグマ捕獲票

## 狩猟の際には次のことにご注意ください

- 1 出猟の際は、狩猟者登録証、狩猟者記章、銃砲等所持許可証等を携帯・着用すること。
- 2 国有林野や道有林野などに入林するときは、森林管理者に入林の承認等を受けること。
- 3 捕獲した鳥獣を山野に放置することは、法律で禁止されています。  
※ 残滓の放置は、ヒグマを誘引するおそれがあり、人身事故の危険性を高めることに繋がるので、持ち帰りを徹底すること。  
※ 適切な処理が困難又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微な場合を除く。  
(環境省令で定めるもの。)
- 4 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は作物のある土地において狩猟をするときは、あらかじめその土地の占有者の承諾を受けること。
- 5 狩猟が禁止又は制限されている区域及び期間は、鳥獣保護区等位置図や現地の標識等で確認すること。
- 6 電線ケーブル、標識類、その他器物・施設等の損壊等は絶対にやめること。
- 7 アマチュア無線を使用する場合は、無線技士・無線機免許が必要です。電波法等関係法令を遵守してください。
- 8 ダニ等による感染症を予防するために、山野に入る際や捕獲個体を取り扱う際には、長袖、長ズボン、手袋等を着用し、肌の露出を避けるよう注意すること。また、ダニ等に刺された後に体調を崩した場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。

## 狩猟者登録証を返納してください

- 1 狩猟者登録証は、出猟の有無にかかわらず、令和6年5月15日までに必ず返納。  
【返納先】  
道内にお住まいの方…狩猟者登録証の交付を受けた(総合)振興局環境生活課  
道外にお住まいの方…道庁野生動物対策課  
※ 返納先の住所は本紙62ページを参照。
- 2 別添の「令和5年度狩猟報告」も併せて提出すること。  
エゾシカ猟に出猟した場合は、捕獲の有無に関わらず、目撃数も記載すること。
- 3 ヒグマを捕獲した場合は、狩猟者登録証の返納の期限を待たず、捕獲後速やかに「ヒグマ捕獲票」(狩猟報告10ページ)を提出すること。

道では、エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ及びエゾライチョウの5種類の狩猟鳥獣の捕獲状況調査を行っています。47ページ以降の「調査協力をお願い」等をご覧ください。ただき、調査にご協力ください。

適正な鳥獣の保護管理を行う上で、皆様からいただく情報は極めて重要です。

## 国有林野・道有林野で狩猟を行う場合について

□□ 入林手続きが必要です □□□□□□□□□□□□□□□□

### 【国有林野の場合】

- ◆ 入林をしようとする国有林野の区域を管理する森林管理署等に入林届（氏名・住所・電話番号・入林時期・入林場所・狩猟者登録番号等を記載）を提出してください。
- ◆ 入林手続きは、土日祝日を除く開庁時間内8時30分～17時15分（休憩時間12時～13時までを除く）にお願いします。
- ◆ 入林手続きをした方には、「接受印を押印した入林届の写し」「安全のための遵守事項等」等が渡されます。

### 【道有林野の場合】

- ◆ 入林をしようとする道有林野の区域を管理する森林室に狩猟入林届（氏名・住所・電話番号・入林時期・入林場所・狩猟者登録番号等を記載）を提出してください。
- ◆ 入林手続きは、土日祝日を除く開庁時間内8時45分～17時30分（休憩時間12時～13時までを除く）にお願いします。
- ◆ 入林手続きをした方には、「狩猟入林証」「道有林野への銃猟入林に際しての遵守事項等」等が渡されます。

### エソシカ全道一括銃猟入林手続きについて（国有林野・道有林野共通）

銃猟の場合は、オンラインで全道一括銃猟入林の届出ができます。（郵送等での届出も受付けています。）

詳細は北海道森林管理局ホームページ又は道有林課のホームページをご覧ください。

<北海道森林管理局ホームページ> <https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>

<北海道庁道有林課ホームページ> <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/index.html>

国有林野へのオンライン入林届については、個人用と団体用を用意しています。

お一人で届出される場合は、個人用の入力フォームを右記の二次元バーコードから読み込むか、『<https://arcg.is/00qyLy1>』にアクセスしてください。



グループで届出される場合は、団体用入力フォーム『<https://arcg.is/qyKOH>』にアクセスしてください。

□□ 一部で入林を規制しています □□□□□□□□□□□□

国有林野及び道有林野には、狩猟期間であっても、伐採作業、林道工事、治山工事などのために多くの方が入林しています。

このような方々の安全を確保し、狩猟に起因する事故を未然に防止するために、各森林管理(支)署及び各森林室で狩猟入林に係る区域・期間について規制を行っています。

安全で楽しい狩猟とするため、規制内容を確認して必ず遵守してください。

□□ 令和5年度特に注意すること □□□□□□□□□□□□

〈一般狩猟（銃猟）について〉

森林レク利用、請負事業者の稼働等が見込まれる区域については、一般狩猟（銃猟）を禁止することとし、銃猟立入禁止区域に設定しています。



国有林野及び道有林野の「銃猟立入禁止区域図」の確認は、右記の二次元バーコードを読み込むか、北海道森林管理局のホームページまでアクセスしてください。

携帯電話の通信エリア外でも使える、『銃猟立入禁止区域図（ダウンロード版）』をスマートフォン等をお持ちの方は是非ご利用ください。

ご利用方法は、

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/attach/jyuukinnzu.html>で紹介しています。



また、右記の二次元バーコードからもアクセスできます。

〈通行可能な林道について（道有林野）〉

通行可能な林道のみ、次のとおり銃猟立入禁止区域図に表示しています。

ただし、荒天による路肩の崩壊など予期しない危険が発生している可能性がありますので、十分に注意し、慎重に通行してください。万が一、事故があっても北海道は一切責任を負いません。

○開放林道・・・通年、通行可能な林道

○狩猟通行路線・・・狩猟期間のうち、11月1日から期間終了までに限り通行可能な林道

〈斜里町可猟中断期間について〉

斜里町の次の地区において、連続して捕獲圧をかけ続けることによる捕獲効率の低下防止及び継続的な人の立ち入りによる希少猛禽類への影響緩和を目的に、可猟期間に中断期間を設定しています。オショコマナイ川以南～オチカバケ川以北の地域（鳥獣保護区及びシカ捕獲禁止区域を除く）

事故防止のために、出猟前に斜里町役場(0152-23-3131)または網走南部森林管理署(0152-62-2211)に区域や期間を確認し、遵守してください。

## 【森林管理署等】

名称	住所	電話番号	管轄する国有林が所在する市町村
石狩森林管理署	064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番	011-622-5111 FAX 622-5113	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
空知森林管理署	068-0003 岩見沢市3条東17丁目34番地	0126-22-1940 FAX 22-3386	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、芦別市、赤平市、月形町
空知森林管理署 北空知支署	074-0414 幌加内町字清月	0165-35-2221 FAX 35-2223	深川市、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町
胆振東部森林管理署	059-0903 白老町日の出町3丁目4-1	0144-82-2161 FAX 82-2163	苫小牧市、白老町、むかわ町
日高北部森林管理署	055-2303 日高町栄町東2丁目-258-3	01457-6-3151 FAX 6-3152	日高町、平取町
日高南部森林管理署	056-0004 新ひだか町静内緑町5丁目6-5	0146-42-1615 FAX 42-1616	新冠町、新ひだか町、浦河町、えりも町
留萌北部森林管理署	098-3392 天塩町新栄通6丁目	01632-2-1151 FAX 2-1153	羽幌町、遠別町、天塩町、初山別村
留萌南部森林管理署	077-0037 留萌市沖見町2丁目71番地1	0164-42-2515 FAX 42-2517	留萌市、増毛町、小平町、苫前町
上川北部森林管理署	098-1202 下川町緑町21番地4	01655-4-2551 FAX 4-2553	名寄市、下川町、中川町、士別市、和寒町
宗谷森林管理署	097-0021 稚内市港4丁目6-6	0162-23-3617 FAX 23-3615	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、豊富町、幌延町
上川中部森林管理署	070-8003 旭川市神楽3条5丁目3-11	0166-61-0206 FAX 61-0690	旭川市、愛別町、東川町、美瑛町、上川町、鷹栖町、比布町
上川南部森林管理署	079-2401 南富良野町字幾寅	0167-52-2772 FAX 52-2319	富良野市、上富良野町、南富良野町、占冠村
網走西部森林管理署	099-0404 遠軽町大通北4丁目1-1	0158-42-2165 FAX 42-2168	遠軽町、湧別町
網走西部森林管理署 西紋別支署	099-5603 滝上町字滝ノ上原野3線北1番地	0158-29-2231 FAX 29-2242	滝上町、紋別市
網走中部森林管理署	099-1100 置戸町字置戸398-99	0157-52-3011 FAX 52-3014	佐呂間町、北見市、置戸町
網走南部森林管理署	099-3632 小清水町字小清水656-3	0152-62-2211 FAX 62-2213	津別町、美幌町、小清水町、清里町、網走市、斜里町、大空町
根釧西部森林管理署	085-0825 釧路市千歳町6-11	0154-41-7126 FAX 41-7127	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、釧路市、鶴居村、白糠町、弟子屈町
根釧東部森林管理署	086-1652 標津町南2条西2丁目1-16	0153-82-2202 FAX 82-2284	根室市、標津町、中標津町、別海町、羅臼町
十勝東部森林管理署	089-3703 足寄町北3条2丁目3-1	0156-25-3161 FAX 25-3164	本別町、足寄町、陸別町
十勝西部森林管理署	080-0809 帯広市東9条南14丁目2番地2	0155-24-6118 FAX 24-6119	帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町
十勝西部森林管理署 東大雪山支署	080-1408 上士幌町字上士幌東3線231	01564-2-2141 FAX 2-2144	士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町
後志森林管理署	044-0002 倶知安町北2条東2丁目	0136-22-0145 FAX 22-0106	倶知安町、京極町、喜茂別町、洞爺湖町、留寿都村、神恵内村、共和町、岩内町、島牧村、泊村、黒松内町、寿都町、壮瞥町、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町
檜山森林管理署	043-1112 厚沢部町緑町162-28	0139-64-3201 FAX 67-2749	厚沢部町、江差町、奥尻町、乙部町、北斗市、上ノ国町、木古内町、知内町、福島町、函館市
渡島森林管理署	049-3115 八雲町出雲町13-4	0137-63-2141 FAX 62-2961	今金町、長万部町、鹿部町、せたな町、七飯町、森町、八雲町

## 【森林室】

名称	住所	電話番号	管轄する道有林が所在する市町村
空知総合振興局 森林室	068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155 FAX 22-1186	当別町、江別市、美唄市、三笠市、 上砂川町、奈井江町、月形町、浦 臼町、岩見沢市、新十津川町、赤 平市、歌志内市、雨竜町、芦別市、 深川市、滝川市
後志総合振興局 森林室	044-0034 虻田郡倶知安町南4条西1丁目	0136-22-1152 FAX 22-3749	倶知安町、京極町、二セコ町、真 狩村、蘭越町、黒松内町、長万部 町、豊浦町、寿都町、喜茂別町
胆振総合振興局 森林室	053-0803 苫小牧市矢代町3丁目1-18	0144-72-5121 FAX 74-0754	夕張市、由仁町、安平町、厚真町、 むかわ町
日高振興局森林室	057-0012 浦河郡浦河町常盤町26-4	0146-22-2451 FAX 22-6144	浦河町、様似町、えりも町、新冠 町
渡島総合振興局 東部森林室	041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-83-7282 FAX 83-7386	函館市、七飯町、鹿部町
渡島総合振興局 西部森林室	049-1517 松前郡松前町字朝日495-9	0139-42-2013 FAX 42-5016	松前町、福島町、上ノ国町
上川総合振興局 南部森林室	079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5998 FAX 46-5392	東川町、上川町、愛別町、当麻町、 旭川市、南富良野町
上川総合振興局 北部森林室	098-2232 中川郡美深町字東2条南4丁目	01656-2-1726 FAX 2-1863	名寄市、士別市、美深町、音威子 府村、中川町
留萌振興局森林室	077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8380 FAX 42-2754	増毛町、小平町、留萌市、苫前町、 初山別村
林-ㇿ総合振興局 東部森林室	090-0018 北見市青葉町2-10	0157-24-6276 FAX 24-6228	北見市、訓子府町、置戸町、美幌 町、津別町
林-ㇿ総合振興局 西部森林室	098-1607 紋別郡興部町字興部708	0158-82-2158 FAX 82-2160	雄武町、興部町、西興部村
十勝総合振興局 森林室	089-5612 十勝郡浦幌町字東山町10-23	015-576-2165 FAX 576-2824	豊頃町、浦幌町、大樹町、幕別町、 釧路市、白糠町
釧路総合振興局 森林室	088-1115 厚岸郡厚岸町梅香1丁目8	0153-52-2165 FAX 52-4481	厚岸町、浜中町、別海町

## 市町村有林・私有林の情報について

全道の市町村有林・私有林における森林作業予定箇所の情報をご覧の情報を下記ホームページからご案内しております。

URL：[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/06\\_jigyoutai/sinrinmap.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/06_jigyoutai/sinrinmap.html)

〔 データが見られない場合等については、各総合振興局・振興局産業振興部林務課に  
お問い合わせください。 〕

なお、上記情報以外でも、森林作業や調査等を行っている可能性が十分あります。

入林の際は、森林作業員やレジャーで入林している方がいるということを常に念頭に置き、細心の注意を払うようお願いいたします。